

社会福祉法人立川市社会福祉協議会
支えあいサロン助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者、子育て中の親などが孤独、孤立に陥らないよう、また防災上の観点からも定期的に近隣住民などと集まり、共に助け合い、支えあう活動を推進する支えあいサロンの助成について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 支えあいサロンとは、立川市内において高齢者や障害者、子育て中の親などの構成員3人以上のグループが、概ね月に1回以上公共施設または構成員の自宅などで、近隣住民あるいは構成員相互に孤独、孤立に陥らないよう、定期的な支えあいを基調としたグループ活動をいう。ただし、構成員を特定一部の者に限るグループ活動は除き、必要としている人の参加を拒まないことを条件とする。

(登録)

第3条 この要綱により、支えあいサロンの登録を受けようとするグループは、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）市民活動センターたちかわ（以下「センター」という。）支えあいサロン登録申請書（第1号様式）に、支えあいサロン参加者名簿（第2号様式）を添付して、申請をしなければならない。

(登録の可否)

第4条 社協会長は、前条の申請を受理したときは、必要事項を審査して登録の可否を決定し、登録を認めたグループには支えあいサロン登録決定通知書（第3号様式）により通知し、却下したグループには支えあいサロン登録不承認通知書（第4号様式）により通知する。

(助成内容)

第5条 支えあいサロン活動に対する助成内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 会場使用料 有料施設を使用した場合は、実費または500円のどちらか少ない金額。グループ構成員の自宅を使用した場合は、1回につき500円以内とする。ただし、週1回程度の会場使用料とする。
- (2) 講師料及び活動材料費 飲食代（食材料費を含む）を除き、1事業年度において6,000円以内の実費とする。ただし、年度の後期において登録した団体は、3,000円以内の実費とする。

(3) 活動物品購入費 助成金額は1事業年度において5,000円程度の実費とし、活動に必要な物品を購入する際には、活動物品購入助成申請書(第7号様式)により、事前に申請しなければならない。社協会長は、その申請を受理したときは、必要事項を審査して助成の可否を決定し、助成を認めたグループには活動物品購入助成決定通知書(第8号様式)により通知し、却下したグループには活動物品助成不承認通知書(第9号様式)により通知する。

(4) その他 社協会長が必要と認めた内容の必要額。

2 社協市民活動助成事業を利用する団体については、前項にある会場使用料、講師料及び活動材料費は助成しないものとする。

3 活動物品購入費により物品を購入した団体は、解散または使用しなくなった場合に、購入した物品を社協へ譲渡するものとする。

(助成金の支給方法)

第6条 前条の助成金を受けようとするグループは、支えあいサロン開催報告書兼助成金請求書(第5号様式)を活動した月の翌月の10日以内に、領収書を添付の上社協会長に提出し、社協会長はそれを審査しその月の末日までに、支えあいサロン助成金振込依頼書(第6号様式)により指定された口座に振り込むものとする。ただし、末日が金融機関定休日の場合は、その翌営業日に振り込むものとする。

(保険の加入)

第7条 社協会長は、グループ活動の事故に備え損害保険に加入し、その費用を負担する。

(届け出)

第8条 この要綱により登録を承認されたグループは、次の事項に変更があった場合は、社協会長に届け出なければならない。

- (1) 代表者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 参加者の増減
- (3) 指定した振込口座
- (4) グループを解散したとき
- (5) その他、社協会長が必要と認めた事項

(情報の公開について)

第9条 この要綱により助成をうけたグループは以下の情報を公開することとする。

- (1) サロンの名称、開催場所(自宅開催の場合は町名まで)、開催日を公開する。公開は社協センターの広報物、HPなどとする。

(委任)

第10条 この要綱施行の際、定めのない事項については、社協会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する

附則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する